



## ちょっと豆知識

# 「小規模企業共済制度で節税」とは聞くけど、どんな制度なの？

小規模企業共済制度は、法律（小規模共済企業法）に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（個人の農業経営者や共同経営者を含む）または会社等の役員（「農業経営」を主として行っている農事組合法人の役員）の方が事業を辞められたり、退職されたりした場合に生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、「経営者の退職金制度」と言えます。

### Q1 この制度に加入できる人は？

常時使用する従業員が20人以下の個人事業主（個人の農業経営者）や共同経営者及び会社の役員（「農業経営」を主として行っている農事組合法人の役員）が加入できます。

### Q2 毎月の掛金はどのくらいなの？

月額掛金は、1,000円～70,000円の範囲で自由に選べます。（500円単位）

### Q3 掛金の税制上どんなメリットがあるの？

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### Q4 共済金はどんなときに受け取れるの？

共済金は廃業時もしくは退職時等に受け取れます。満期はありません。

①個人事業を廃止したとき、老齢給付（60歳以上で180ヵ月以上掛金を納付したとき）、配偶者または子に事業の全部譲渡したとき等。

### Q5 共済金の税法上の取り扱いとは？

税法上、一括受取による共済金は「退職所得扱い」、分割受取による共済金は「公的年金等の雑所得扱い」、解約の場合は「一時所得扱い」となります。

※節税額の計算については、中小機構ホームページ「加入シミュレーション」をご利用下さい。

加入シミュレーション <http://www.smri.go.jp/skyosai/simulation/index.html>

## 退職職員

経済部資材課 平成26年7月10日付

小林 宥祐美

（勤続年数 2年4ヵ月）

おつかれさまでした



氏名 さやま しほ 佐山 志歩  
（金融部共済課配属）

抱負  
仕事を早く覚えていけるよう毎日頑張っていきます。これから宜しくお祈いします。



氏名 おおつ みずほ 大津 瑞穂  
（経済部資材課配属）

抱負  
1日も早く仕事を覚えらるるよう頑張りますので、宜しくお願いします。

当JAに新たに入組いたしました2名をご紹介します。

## 新入職員紹介